

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	住宅局建築指導課 市街地建築課	電話番号: 03-5253-8513 電話番号: 03-5253-8515 e-mail: kenshi@mlit.go.jp e-mail: shigaichi@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年8月7日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)防災意識の高まりから、近年備蓄倉庫等の設置事例が増えているが、建築物の部分とするか否かで、容積率規制の適用が異なる不合理が生じていることから、備蓄倉庫の用途に供する部分並びに蓄電池、非常用発電設備及び貯水槽を設置する部分の床面積を容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととする。</p> <p>(2)国際競争力の強化等の新たなニーズへの対応を可能とする既存ストックの大規模な改修の円滑化を図るため、既存部分の1/2を超える増改築を行う場合であっても、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が一定の耐震性能等を確保すれば、既存不適格建築物として存続可能とする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	建築基準法第3条第2・3項、第20条、第52条、第86条の7第1項及び第92条 建築基準法施行令第2条第1項第4号・第3項、第137の2及び第137条の8
想定される代替案	代替案: 特になし。	
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	特になし。	
(行政費用)	特になし。	
(その他の社会的費用)	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合
	本規制案(緩和)を導入することにより、備蓄倉庫等を屋内に設置した場合のみ容積率規制が適用されるという不合理が解消されるとともに、一定の安全性が確保されている既存建築物について大規模増築等が可能となる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本規制案(緩和)に伴う費用は発生しないため、便益が費用を上回っていると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	<p>日本再生戦略【平成24年7月31日閣議決定】</p> <p>○IV. 日本再生のための具体策の2. (2)③持続可能で活力ある国土・地域の形成[国土・地域活力戦略]において、「防災・減災に資する施設の容積率の緩和等の規制緩和」、「既存不適格建築物等に係る制度の見直し」が記載されている。</p> <p>○(別表)日本再生に向けた改革工程表において、2012年度(平成24年度)に実施すべき事項として、「大都市等における防災・減災に資する施設について、政令で一律に容積率不算入」、「既存不適格建築物等に係る住宅・建築関連制度の見直し」が記載されている。</p>	
レビューを行う時期又は条件	平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
備考		